

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第5号

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 見附市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年見附市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則

で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年見附市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第7条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「37万400円」を「37万1,300円」に改める。

(見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年見附市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

附則第4項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(第7条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定(第7条に係る部分に限る。)は、令和7年4月1日から適用する。